

報道各社御中 ← 環境省広報室

岩手県の死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザ陽性事例における緊急調査チームの派遣について（H29.1.10 12：00）

現時点での検査状況等について、以下のとおりお知らせします。

番号	都道府県	場所	種名	回収日	簡易検査	遺伝子検査	高病原性鳥インフルエンザウイルス 確定検査	監視重点区域 指定状況
131	岩手県	花巻市	オオハクチョウ	12/20 回収	陽性		1/2 確定 H5N6 亜型	12/22 指定
143	岩手県	花巻市	コハクチョウ	12/22 回収	陽性		1/2 確定 H5N6 亜型	12/22 指定
154	岩手県	花巻市	コハクチョウ	12/22 回収	陽性		1/4 確定 H5N6 亜型	12/27 指定
155	岩手県	大船渡市	オオバン	12/22 回収	陽性		1/4 確定 H5N6 亜型	12/27 指定

（太枠内下線が今回の情報です。）

【案件No.131、143、154、155について】

・野鳥緊急調査チームを1月11日（水）～13日（金）現地に派遣し、鳥類の生息状況調査、死亡野鳥調査等を実施します。

なお、野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルについては、国内複数箇所発生時の「対応レベル3」にすでに引き上げております。

【参考：No. 131、143、154、155 の案件について】

1 主な経緯等

(1) 死亡個体の確認地点

岩手県花巻市、大船渡市

(2) 経緯

- ・(No.131) 12月20日、花巻市でオオハクチョウ1羽の死亡個体を回収
- ・(No.143) 12月22日、花巻市でコハクチョウ1羽の死亡個体を回収。
- ・(No.131) 12月20日、岩手県でA型鳥インフルエンザ簡易検査を実施したところ陰性でしたが、その後、岩手県で分離検査を実施し、分離した試料について再び簡易検査を実施したところ、22日（木）に陽性反応が確認されました。
- ・(No.143) 12月22日、岩手県でA型鳥インフルエンザ簡易検査を実施したところ陰性でしたが、その後、岩手県で分離検査を実施し、分離した試料について再び簡易検査を実施したところ、25日に陽性反応が確認されました。
- ・No.131の発生を受け、回収地点の周辺10Km圏内を野鳥監視重点区域に指定（12月22日）。
- ・北海道大学において確定検査を実施したところ、1月2日に、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N6亜型）と判明。

- ・(No.154) 12月22日、花巻市でコハクチョウ1羽の死亡個体を回収。
- ・(No.155) 12月22日、大船渡市でオオバン1羽の死亡個体を回収。
- ・12月22日、岩手県でA型鳥インフルエンザ簡易検査を実施したところ陰性でしたが、その後、岩手県で分離検査を実施し、分離した試料について再び簡易検査を実施したところ、27日に陽性反応が確認されました。
- ・12月27日、回収等地点の周辺10Km圏内を野鳥監視重点区域に指定。
- ・北海道大学において確定検査を実施したところ、1月4日に、高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N6亜型)と判明。

2 今後の対応

- (1) 全国での対応レベルは、すでに対応レベル3として監視を強化しており、引き続き監視を強化。
- (2) 「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html に掲載) に準じて適切に対応。

3 野鳥緊急調査チームの派遣概要については以下のとおり。

- ① 日 程：1月11日(水)～13日(金)
- ② 人 数：野鳥等調査の専門業者2名程度
東北地方環境事務所職員が同行予定
- ③ 主な調査内容：現地状況把握(鳥類の生息状況調査、死亡野鳥調査、異常個体の有無の確認、現地指導等)
- ④ 調査結果速報：13日(金)発表予定
- ⑤ 調査に関する問合せ先：東北地方環境事務所野生生物課
(022-722-2876) までお問い合わせください。

【留意事項】

- ・ 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありませんので、冷静な行動をお願いします。
- ・ 周辺地域のみならず国民の皆様におかれては、「野鳥との接し方について」(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/20101204.pdf) に十分留意されるようお願いします。

【取材について】

- ・ 現場での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いいたします。

※ 環境省はホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/)

平成 29 年 1 月 10 日 (火)

自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室

直 通：03-5521-8285

代 表：03-3581-3351

企 画 官：東岡 礼治 (内線6475)

鳥獣専門官：根上 泰子 (内線6676)